## ○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(第百九十三回国会平成二十九年六月十六日参議院内閣委員会附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 国家戦略特別区域の新規指定及び国家戦略特別区域における追加の規制改革事項の決定に当たっては、特別の関係に配慮して特定の地域や企業等に利益を誘導したとの疑念を国民に持たれることのないよう十分留意し、情報公開の徹底により、その指定及び決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること。また、国家戦略特区ワーキンググループを始めとする各種の会議の議事要旨について、少なくとも追加の規制改革事項のうち法改正を行う事項に係るものについては、会議の終了後速やかに公表するよう努めること。
- 二 国家戦略特別区域諮問会議の中立性を確保する観点から、民間議員等が私的な利益の実現を 図って議論を誘導し、又は利益相反行為に当たる発言を行うことを防止するため、民間企業の 役員等を務め、又は大量の株式を保有する議員が、会議に付議される事項について直接の利害 関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことができることとすること。

また、各国家戦略特別区域において特定事業を実施すると見込まれる者を公募する場合には、 十分な募集期間を設けるなど、手続の公正性・公平性の確保に留意すること。

- 三 現在国家戦略特別区域に指定されている十区域の評価結果を踏まえ、個々の事業の進捗状況 やメニューの活用が不十分であるなど、評価が著しく低い区域に対しては、その改善に向けた 取組の状況に進展が見られない場合には、指定の解除を含め、厳格に対応すること。また、可 能な限り定量的な評価を行うため、国家戦略特別区域計画にあらかじめ数値目標を定め、その 達成度を測るなど、国民に対して分かりやすい形で評価を行うとともに、事業の進捗について は、数値目標を活用したPDCAサイクルにより管理するよう努めること。
- 四 各国家戦略特別区域において、規制改革メニューの活用ニーズを把握し、新規事業を掘り起こすなど、事業の具体化を図る上で、特区の活動を支える人材の重要性に鑑み、特区推進共同事務局の活用や国と関係地方公共団体との人事交流の推進等により、人材の育成・確保を支援すること。
- 五 国家戦略特別区域小規模保育事業の実施に当たっては、満三歳以上の子どもの保育に関し、 同年齢の子どもとの触れ合いの中で協調性や社会性を育む重要な段階であることに配慮する とともに、限られた空間の中で活動量の異なる異年齢の子どもが集団で保育を受けることにな ることに鑑み、安全管理対策に万全を期すること。

- 六 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。また、政府は、待機児童問題の解消に不可欠な保育士の更なる確保に向け、保育士の処遇の改善を始めとして、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援のための取組を一層強化すること。
- 七 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、外国人技能実習制度において指摘されている諸課題も踏まえ、外国人材に対する人権侵害行為を防止すること、日本人就農者と同程度の賃金水準を確保すること、労働時間や休日、休暇等の適切な就労環境を確保すること、これらにより就労期間中の失踪を防止すること、特定機関等による不当な利益追求を防止すること等、事業運営の適正化を確保するため、適正受入管理協議会を核に、特定機関及び農業経営体等に対する監督及び指導を徹底すること。

また、本事業の全国展開については、国内全産業における賃金や就労環境の低下につながらないよう見極めるとともに、地域社会や日本人就農者に与える影響等について慎重に検討した上で判断すること。

- 八 国家戦略特別区域内に、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進に向けた相談拠点を整備するに当たっては、テレワークによって従来の働き方よりもかえって労働時間が増加するなど、労働環境の悪化を招くことのないよう、ガイドラインの策定やセミナーの開催等、事業主・労働者に対して、適切な支援を実施すること。
- 九 我が国の成長戦略、第四次産業革命を牽引する、自動車の自動運転及び小型無人機の遠隔操作等の高度な産業技術の社会実装を世界に先駆けて実現するため、迅速かつ集中的に実証実験を行うことができるよう、日本版レギュラトリー・サンドボックス制度を速やかに創設すること。

なお、実証実験に際しては、地域の住民等の理解の下、その安全の確保に万全を期すること。